

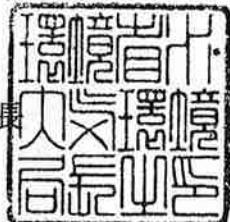
環水大水発第 1509181 号
環水大土発第 1509181 号
平成 27 年 9 月 18 日



都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長

} 殿

環境省水・大気環境局長



トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令 に関する浄化基準の見直しについて

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく環境基準については、平成 26 年 11 月 17 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年 環境省告示第 126 号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年環境省告示第 127 号）が告示され、トリクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に変更された。

このことを踏まえ、公共用水域又は地下水の水質汚濁を防止するため、平成 27 年 4 月 21 日に、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）」が、中央環境審議会から答申された。

これを受け、トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を改正することとし、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 33 号。以下「改正省令」という。）を平成 27 年 9 月 18 日に公布し、同年 10 月 21 日から施行することとしたものである。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 措置の内容

（1）水質汚濁防止法施行規則の一部改正



トリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法第14条の3第1項に基づく地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準の値を、従前の0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更する（改正省令第1条）。

（2）排水基準を定める省令の一部改正

トリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準の値を、従前の0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更する（改正省令第2条）。

（3）暫定排水基準

今回の改正では、現在適用されている排水対策や排水処理技術によって、新しい排水基準の濃度レベルに対応が可能であることから、いずれの業種についても、暫定排水基準は設定しないこととする。

（4）適用猶予

トリクロロエチレンについての改正省令に基づく排水基準は、改正省令施行日以後に新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されるが、改正省令施行の際現に特定施設を設置（設置の工事をしているものを含む。）している特定事業場については、改正省令施行の日から6月間（※1）（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間（※2））は適用せず、従前の排水基準が適用されることとする（改正省令附則第2条）。

※1：平成28年4月20日まで、※2：平成28年10月20日まで

（5）罰則についての措置

改正省令の施行前にした行為及び（4）により従前の排水基準が適用される場合における改正省令施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする（改正省令附則第3条）。

2. 関係者に対する指導について

トリクロロエチレンについては、大気の汚染に係る環境基準が設定されており、また、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき事業者の責務として排出又は飛散を抑制するための措置を講じなければならないとされた上で、一部の施設について指定物質抑制基準が定められている。このため、トリクロロエチレンに係る排水規制の施行に当たり、一般的な排水処理方法である揮散法を用いる特定事業場については、十分考慮の上、必要な指導等をお願いしたい。また、地下水の水質の浄化に係る措置等が実施される際、トリクロロエチレンの揮散が懸念される場合についても、十分考慮の上、必要な指導等をお願いしたい。